

秋田県告示第209号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 (1) 処分をした年月日
令和8年2月13日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鈴木組
秋田市仁井田二ツ屋1丁目1番22号
鈴木 淳 一
秋田県知事許可（般－4）第80520号
- (3) 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年2月12日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和8年2月18日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社ニベ建設
秋田市高陽青柳町8番20号
代表取締役 仁 部 昭 人
秋田県知事許可（般－4）第7696号
- (3) 処分の内容
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年2月13日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
令和8年2月24日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社秋田建装
秋田市八橋新川向14番25号
代表取締役 伊 藤 学
秋田県知事許可（般－4）第8701号
- (3) 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年2月20日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
令和8年2月24日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
コウメイハウス株式会社
秋田市新屋朝日町13番22号
代表取締役 伊 藤 広 明
秋田県知事許可（般－4）第81692号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実

令和8年2月24日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日
令和8年3月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社石井住宅企画
秋田市飯島字砂田33番地12
代表取締役 石井雄介
秋田県知事許可(般-5)第100126号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和8年2月27日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。